

答申個情第10号
平成29年3月31日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川村容子

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う奈良市の個人情報保護制度における対応について（答申）

平成29年2月15日付け奈総総第127号により、諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第28-5号】

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う奈良市の個人情報保護制度における対応について（諮問実施機関 総務部総務課）

(別紙)

答申：個情第10号

諮問：個情第28-5号

答 申

第1 審議会の結論

平成29年2月15日付け奈総総第127号により奈良市長から諮問があったことについては、審議の結果、諮問の内容は妥当であると認める。

第2 諮問の概要

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の改正法が公布され、それぞれ平成29年5月30日から施行される。これらの法律の改正を受け、奈良市長（以下「実施機関」という。）は、次のとおり奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）の見直しを検討していることから、その当否について、意見を求めるものである。

1 「個人情報」の定義について

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）では、指紋データや旅券番号等を新たに「個人識別符号」として定義し、これらが含まれる情報も「個人情報」に該当するものとしている。

個情法及び行個法の改正の趣旨を踏まえ、奈良市個人情報保護条例においても、「個人識別符号」に関する規定を設け、個人情報の定義の明確化を図る改正を行う。

2 機微情報に係る規定について

条例第6条においては、「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」（以下「機微情報」という。）について、その収集を原則として禁止する制限を設けている。

改正後の個情法及び行個法では、このような機微情報のほか、病歴や障害に関する情報、健康状態に関する情報、犯罪により被った被害の情報等を新たに「要配慮個人情報」として整理し、その他の個人情報より厳格な配慮のもと取り扱うこととしている。ただし、個情法及び行個法にはその収集を禁止する制限は設けられていない。

個情法及び行個法の改正を受け、実施機関は、現行の条例規定に基づきすべての要配慮個人情報収集禁止にすることも検討した。しかし、現行の個人情報取扱事務において機微情報以外の「要配慮個人情報」を取り扱っているものが多数存在していることから、現に収集しているこれらの情報を収集禁止にすることで、現行事務に支障が生じるおそれがある。このため、実施機関は、条例における機微情報の収集禁止の規制は維持しつつ、新たに「要配慮個人情報」に関する規定を加え、個人情報ファイルの記録情報に「要配慮個人情報」が含まれるときは、その旨を個人情報ファイル簿に記載することとする。

3 小規模事業者に係る規定について

条例第52条で、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定を設けているが、当該規定には個情法の対象とならない5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者（以下「小規模事業者」という。）を対象とするものと、小規模事業者に限らずすべての事業者を対象とするものの2種類がある。

改正後の個情法では、小規模事業者も同法の規制の対象となるため、条例における小規模事業者に関する規定を削る。

第3 審議会の判断

実施機関が見直しを検討する各事項について、当審議会の意見は次のとおりである。

1 「個人情報」の定義について

個情法及び行個法の改正に倣い、条例においても、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さを解消し、個人情報の定義を明確化するため「個人識別符号」単体でも個人情報に該当することとする諮問内容は、適当なものと認める。

2 機微情報に係る規定について

「要配慮個人情報」のうち、収集を禁止している機微情報以外の個人情報については、実施機関が行う現行の事務においてすでに取り扱われているものが多数ある。こうした状況において、「要配慮個人情報」すべてを収集禁止にした場合、現に収集している個人情報が、収集禁止情報に該当することとなり、現行の個人情報取扱事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

このため、条例における機微情報の収集禁止の規制は維持しつつ、新たに「要配慮個人情報」に関する規定を加え、個人情報ファイルの記録情報に「要配慮個人情報」が含まれるときは、その旨を個人情報ファイル簿に記載するという諮問内容は、適当なものと認める。

3 小規模事業者に係る規定について

個情法の改正により、小規模事業者を対象とする規定の意義が失われたため、

条例第52条のうち、小規模事業者を対象とする第2項から第4項までの規定を削るという諮問内容は、適当なものと認める。

第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 2月15日	実施機関から諮問を受けた。
平成29年 3月21日	平成28年度第4回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成29年 月 日	答申の最終確定を行った。
平成29年 月 日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	京都聖母女学院短期大学准教授	
井戸田 博樹	近畿大学教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	